○総務省告示第四十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項の規定により提出された支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、立憲民主党から訂正の報告があったので、令和五年総務省告示第三百四十三号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔立憲民主党〕 **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **立憲民主党山形県第１区総支部** ［略］ ［１～６　略］ ７　支出項目別金額の内訳 （備品・消耗品費） 支出の目的　金額　氏名　住所 ［略］ 車検代　95,167　㈱セラフィム　山形市 車両貸出代　147,242　〃　〃 ［略］ ［８　略］	〔立憲民主党〕 **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **立憲民主党山形県第１区総支部** ［同左］ ［１～６　同左］ ７　支出項目別金額の内訳 （備品・消耗品費） 支出の目的　金額　氏名　住所 ［同左］ 車検代　95,167　レクサス山形　山形市 車両ローン代　147,242　〃　〃 ［同左］ ［８　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第四十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項の規定により提出された支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、立憲民主党から訂正の報告があったので、令和六年総務省告示第二百七十一号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔立憲民主党〕 **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **立憲民主党兵庫県第６区総支部** ［略］ ［１～３　略］ ４　支部政党交付金による支出の内訳 経常経費　9,655,536 人件費　6,803,474 ［略］ 政治活動費　344,464 組織活動費　152,303 ［略］ ［略］	〔立憲民主党〕 **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）** **立憲民主党兵庫県第６区総支部** ［同左］ ［１～３　同左］ ４　支部政党交付金による支出の内訳 経常経費　9,665,536 人件費　6,813,474 ［同左］ 政治活動費　334,464 組織活動費　142,303 ［同左］ ［同左］